

横浜グリーン購入ネットワーク会則

平成 21 年 6 月 12 日制定

第 1 章 総則

(名 称)

第 1 条 本会は、「横浜グリーン購入ネットワーク」と称する。略称を「横浜 G P N (Y-G P N)」とする。

(目 的)

第 2 条 本会は、神奈川県内の事業者、消費者、教育関係者、行政機関等と連携し、環境への負荷の小さい製品やサービスを優先的に購入するグリーン購入活動を促進し、もって神奈川県内における環境負荷の小さい製品やサービスの市場形成を促し、ひいては持続可能な発展、社会経済と環境との共生、循環型社会の構築に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 環境負荷低減活動及びグリーン購入に関する情報の収集及び提供
- (2) 環境負荷低減活動及びグリーン購入に関する普及啓発及び教育研修
- (3) 環境負荷低減活動及びグリーン購入に関する調査研究
- (4) 環境負荷低減活動及びグリーン購入に関する連携推進
- (5) 会員相互の情報交換、会員のための活動支援
- (6) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第 2 章 会員等

(会 員)

第4条 本会は、本会の目的に賛同して入会した事業者、民間団体、学校などの教育関係団体、行政機関等の団体を会員とする。

2 本会に入会する団体は、同時に全国組織である「グリーン購入ネットワーク（以下、「GPN」という。）」の会員資格を得るものとする。

（サポーター）

第5条 本会は、本会の目的に賛同し、会の活動を支援する個人をサポーターとすることができる。

2 サポーターは、事業年度毎に1口以上のサポーター会費を納入しなければならない。

3 サポーター会費の額は、幹事会の議決を経て別に定める。

（GPNとの関係）

第6条 本会は、本会自身の取り組みと併せて、GPNと連携しグリーン購入の普及・啓発事業を協働して行う。

（入会及び退会等）

第7条 本会に入会しようとする団体は、所定の入会申込書に必要事項を記入して、事務局に提出しなければならない。入会申込者が第2条に定める本会の目的に賛同する場合は、正当な理由がない限り、幹事会の承認を経て入会を認め、これを入会申込者に対し通知する。

2 退会は会員の自由意思とし、退会希望者は退会のための所定の手続きを行い、随時退会することができる。

3 会員が次の各号の一に該当するときは、幹事会の議決を経て、退会したものとみなすことができる。

(1) 会員である団体が解散したとき

(2) 会員が正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき

4 会員が本会の会則に定める規定に違反した場合、または本会の名誉を傷つけ、本会の目的に反する行為をした場合には、幹事会の議決をもって退会とすることができる。

（会費）

第8条 本会の会員は、事業年度ごとに1口以上の会費を納入しなければならない。

2 会費の額は、幹事会の議決を経て別に定める。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第9条 会員が第7条第3項の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費は返納しない。

第3章 役員等

(役員の種類及び定数)

第10条 本会に次の役員を置く。

(1) 幹事 5人以上30人以内

(2) 監査役 2人以内

2 幹事のうち、1人を会長、1人を副会長、5人以内を代表幹事とする。

(アドバイザー及び名誉顧問)

第11条 本会にアドバイザー及び名誉顧問を置くことができる。

2 アドバイザーは、本会の目的に賛同する個人で、グリーン購入に関わる専門的な知識や経験を持つ者とし、会の活動を指導し、助言する。

3 アドバイザー及び名誉顧問は、幹事会の同意を経て、会長が委嘱する。

4 アドバイザー及び名誉顧問は、会員と同じ資格で本会の活動に参加することができる。

5 アドバイザー及び名誉顧問の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員を選任等)

第12条 幹事及び監査役は、会員及びアドバイザーの中から総会において選任する。

2 会長、副会長及び代表幹事は、幹事の互選とする。

3 監査役は、幹事または本会の職員を兼ねることができない。

(役員の仕事)

第13条 会長は、本会を代表し、その業務を総轄する。

2 副会長と代表幹事は、会長を補佐し、会長に事故ある時、または会長が職を辞したときは、その職務を代行する。

3 幹事は、幹事会を構成し、この会則の定め及び幹事会の議決に基づき、本会の業務を執行する。

4 監査役は、幹事の業務執行の状況及び本会の財産の状況を監査する。

(役員の仕事)

第14条 役員の仕事は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠または増員により選任された役員の仕事は、前項の規定にかかわらず、前任者または他の現任者の残任期間とする。

第4章 会議

(会議の種類)

第15条 本会の会議は、総会及び幹事会とし、総会は通常総会と臨時総会とする。

(会議の構成)

第16条 総会は、全会員をもって構成する。

2 幹事会は、幹事をもって構成する。

(会議の開催)

第17条 通常総会は、会長が毎年1回これを召集し、臨時総会は会長が必要と認めたとときに召集する。

2 幹事会は、原則として年4回以上開催することとし、必要に応じて会長が召集する。

(審議事項)

第18条 総会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 会則の改正に関わる事項
- (2) 役員を選任に関わる事項
- (3) 事業計画及び予算に関わる事項
- (4) 事業報告及び決算に関わる事項
- (5) その他本会の運営の基本的な方向に関わる事項及び必要事項

2 幹事会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 事業の推進及び運営事項
- (2) その他事業の遂行上緊急性を要する事項。ただしこの場合、直後の総会に審議結果を報告しなければならない。

(定足数及び決議)

第19条 総会は、総数の2分の1以上が出席した場合に成立し、議事はその過半数の同意をもって決する。また、やむを得ない理由にて出席できない会員は、あらかじめ委任状を提出することができ、委任状の提出をもって出席したものとみなす。

2 幹事会は、総数の2分の1以上が出席した場合に成立し、議事はその過半数の同意をもって決する。

3 サポーターは、総数には含まれず、議決権を有しない。

第5章 雑則

(部 会)

第20条 本会は、事業の円滑な遂行を図るため、幹事会が部会を設けることができるものとする。

2 部会は幹事の中から幹事会において選任された幹事が入り、会員・サポーター・全国GPN会員も参加することが出来る。

3 部会長・副部会長は部会において選任する。

4 部会は、幹事会の議決に基づいて活動するとともに、その結果について幹事会に報告する。

(事務局)

第21条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務を統括する事務局長のほか、必要な職員を置くことができる。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、幹事会の議決を経て別に定める。

(経費)

第22条 本会の運営に要する経費は、会費、助成金、事業収入、寄付金、その他の収入をもってあてる。

(事業年度)

第23条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(その他)

第24条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、幹事会においてこれを定める。

附則

この規定は、平成21年6月12日から施行する。